

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文 目次

○	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）（第一条関係）	1
○	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（第二条関係）	4
○	租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）（抄）（第三条関係）	5
○	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）（抄）（第四条関係）	6
○	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和六年政令第七十二号）（抄）（第五条関係）	7

○ 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（受検資格） 第八条の四 法第五条の四第三項の政令で定める業務は、次のとおりとする。 一 （略） 二 法第六条第四項若しくは法第十八条第三項若しくは第四項に規定する審査又は法第六条の二第一項の規定による確認のための審査の業務（法第二十条第一項に規定する基準に適合するかどうかの審査の業務を含むものに限る。） 三 （略） （確認審査が比較的容易にできる特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準） 第九条の三 法第六条の三第一項ただし書の政令で定める特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準並びに法第十八条第五項ただし書の政令で定める特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準は、第八十一条第二号イに掲げる構造計算で、法第二十条第一項第二号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することとする。 （市町村の建築主事等の特例） 第四百四十八条 （略） 2 （略） 3 法第九十七条の二第五項の政令で定める事務は、次に掲げる事務（建築審査会が置かれていない市町村の長にあつては、第一号及び第三号に掲げる事務）とする。	（受検資格） 第八条の四 法第五条の四第三項の政令で定める業務は、次のとおりとする。 一 （略） 二 法第六条第四項若しくは法第十八条第三項に規定する審査又は法第六条の二第一項の規定による確認のための審査の業務（法第二十条第一項に規定する基準に適合するかどうかの審査の業務を含むものに限る。） 三 （略） （確認審査が比較的容易にできる特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準） 第九条の三 法第六条の三第一項ただし書の政令で定める特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準並びに法第十八条第四項ただし書の政令で定める特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準は、第八十一条第二号イに掲げる構造計算で、法第二十条第一項第二号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することとする。 （市町村の建築主事等の特例） 第四百四十八条 （略） 2 （略） 3 法第九十七条の二第五項の政令で定める事務は、次に掲げる事務（建築審査会が置かれていない市町村の長にあつては、第一号及び第三号に掲げる事務）とする。

法第六条の二第六項及び第七項（これらの規定を法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、法第七条の二第七項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、法第七条の四第七項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、法第九条（法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条第三項において準用する場合を含む。）、法第九条の四（法第八十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、法第十条（法第八十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、法第十一条（法第八十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、法第十二条（法第八十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、法第十八条第十九項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、法第十八条第四十一項（法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条第三項において準用する場合を含む。）、法第四十三条第二项第一号、法第八十五条第三項、第五項、第六項及び第八項（同条第五項の規定により許可の期間を延長する場合に係る部分に限る。）、法第八十六条第一項、第二項及び第八項（同条第一項又は第二項の規定による認定に係る部分に限る。）、法第八十六条の二第二項及び第六項（同条第一項の規定による認定に係る部分に限る。）、法第八十六条の五第二項及び第四項（同条第二項の規定による認定の取消しに係る部分に限る。）、法第八十六条の六、法第八十六条の八（第二項を除き、法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。）、法第八十七条の二第一項、法第八十七条の三第三項、第五項、第六項及び第八項（同条第五項の規定により許可の期間を延長する場合に係る部分に限る。）並びに法第九十三条の二に規定する都道府県

知事たる特定行政庁の権限に属する事務のうち、第一項各号に掲げる建築物又は工作物に係る事務 二 四 (略) 4 ・ 5 (略)	は工作物に係る事務 二 四 (略) 4 ・ 5 (略)
---	--

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（特別区に係る建築基準法の適用の特例） 第二百十条の十七 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の三第一項及び第四項の場合においては、同法第十二条第一項、第二項及び第四項、第十四条、第十六条、第十八条第一項、第二項及び第四十一項、第七十条第四項、第七十二条第二項、第七十三条第二項並びに第七十八条第一項中「建築主事を置く市町村」とあるのは、「特別区」とする。	（特別区に係る建築基準法の適用の特例） 第二百十条の十七 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の三第一項及び第四項の場合においては、同法第十二条第一項、第二項及び第四項、第十四条、第十六条、第十八条第一項、第二項及び第二十五項、第七十条第四項、第七十二条第二項、第七十三条第二項並びに第七十八条第一項中「建築主事を置く市町村」とあるのは、「特別区」とする。

○ 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のため の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例） 第二十五条の四（略） 25 19 （略） 20 法第三十七条の五第六項の規定は、同項に規定する資産の譲渡 が同条第一項の表の第一号の上欄に規定する中高層耐火建築物の 建築に係る建築基準法第六条第四項又は第六条の二第一項の規定 による確認済証の交付（同法第十八条第三項又は第四項の規定に よる確認済証の交付を含む。）のあつた日の翌日から同日以後六 月を経過する日までの間に行われた場合で当該資産の譲渡の一部 につき法第三十七条の五第一項（同条第二項において準用する場 合を含む。）の規定の適用を受けないときに限り、適用する。 21 （略）	（既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のため の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例） 第二十五条の四（略） 25 19 （略） 20 法第三十七条の五第六項の規定は、同項に規定する資産の譲渡 が同条第一項の表の第一号の上欄に規定する中高層耐火建築物の 建築に係る建築基準法第六条第四項又は第六条の二第一項の規定 による確認済証の交付（同法第十八条第三項の規定による確認済 証の交付を含む。）のあつた日の翌日から同日以後六月を経過す る日までの間に行われた場合で当該資産の譲渡の一部につき法第 三十七条の五第一項（同条第二項において準用する場合を含む。） の規定の適用を受けないときに限り、適用する。 21 （略）

○ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（耐震不明建築物の要件） 第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとす。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七項、第七条の二第五項又は第十八条第二十二項若しくは第二十六項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあつては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。 一 三 （略）	（耐震不明建築物の要件） 第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとす。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあつては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。 一 三 （略）

○ 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和六年政令第百七十二号）（抄）（第五条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（建築基準法施行令の一部改正） 第二条 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。 第九条の三中「第六条の三第一項ただし書」を「第六条の三第一項第一号」に、「第十八条第五項ただし書」を「第十八条第五項第一号」に改める。 （略） 第四百四十八条第三項第一号中「これらの規定を」、「第七条の二第七項（「及び「第七条の四第七項（「の下に「法第八十七条の四及び」を加え、「法第九条（法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条第三項）」を「法第七条の六第一項第一号及び第四項（これらの規定を法第八十七条の四において準用する場合を含む。）、法第九条第一項及び第十項（これらの規定を法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条第三項において準用する場合を含む。）、法第九条第二項から第九項まで、第十一項、第十二項及び第十五項（これらの規定を法第八十八条第一項及び第三項、法第九十条第三項並びに法第九十条の二第二項において準用する場合を含む。）、法第九条第十三項及び第十四項（これらの規定を法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条の二第二項に、「第十八条第十九項（法第八十八条第一項）」を「第十八条第十九項（法第八十七条の四及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、法第十八条第三十八項第一号及び第四十項（これらの規定を法第八十七条の四に、「法第八十六条の八（第二項を除き、」を「法第八十六条の八第一項、同条第三	（建築基準法施行令の一部改正） 第二条 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。 第九条の三中「第六条の三第一項ただし書」を「第六条の三第一項第一号」に、「第十八条第四項ただし書」を「第十八条第四項第一号」に改める。 （略） 第四百四十八条第三項第一号中「これらの規定を」、「第七条の二第七項（「及び「第七条の四第七項（「の下に「法第八十七条の四及び」を加え、「法第九条（法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条第三項）」を「法第七条の六第一項第一号及び第四項（これらの規定を法第八十七条の四において準用する場合を含む。）、法第九条第一項及び第十項（これらの規定を法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条第三項において準用する場合を含む。）、法第九条第二項から第九項まで、第十一項、第十二項及び第十五項（これらの規定を法第八十八条第一項及び第三項、法第九十条第三項並びに法第九十条の二第二項において準用する場合を含む。）、法第九条第十三項及び第十四項（これらの規定を法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条の二第二項に、「法第十八条第二十五項」を「法第十八条第二十四項第一号（法第八十七条の四において準用する場合を含む。）」及び「第二十五項」に、「法第八十六条の八（第二項を除き、」を「法第八十六条の八第一項、同条第三項から第六項まで（これらの規定を」に、「並びに法第九十三条の二」を「法第九十条の二第

項から第六項まで（これらの規定を」に、「並びに法第九十三
条の二」を「、法第九十条の二第一項（法第八十七条の四において
準用する場合を含む。）並びに法第九十三条の二」に改める。

一 項（法第八十七条の四において準用する場合を含む。）並びに
法第九十三条の二」に改める。